

# お薬の処方について



## 後発医薬品およびバイオ後続品の使用促進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品・バイオ後続品の使用推進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）およびバイオ後続品（バイオシミラー）を積極的に採用しております。

医薬品の採用は、品質・安全性等の情報を収集・評価し決定していますが、医薬品の供給不足等が発生した場合には、治療計画等を見直し適切に対応いたします。状況によっては、投与するお薬が変更になる可能性があります。その際には十分な説明を行います。

### ※後発医薬品とは

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ成分をもつ医薬品のことです。

医薬品の開発に要する費用が少なく済むため、先発医薬品に比べ安価であり、使用することで医療費を少なくすることが期待できます。

### ※バイオ後続品とは

遺伝子組換え技術などにより細胞、酵母、細菌などから産生されるタンパク質由来の医薬品である「バイオ医薬品」の特許が切れた後に、他の製薬企業から発売される先行品と同等の品質・安全性・有効性を有する医薬品です。

## 一般名処方について

現在、医薬品の供給が不安定な状況となっていることから、一般名（薬剤の有効成分の名称）で処方箋を発行させていただく場合があります。これにより、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬を選択でき、保険薬局において銘柄によらず必要なお薬を提供しやすくなります。

## 先発医薬品と後発医薬品の差額のご負担について

2024年10月より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合には、後発医薬品との差額の4分の1を選定療養費として患者様にご負担いただくことになりました（選定療養費には消費税も課されます）。

※選定療養費のお支払いは院外処方の場合は調剤薬局になります。

※入院患者様や処方医が先発医薬品の処方に医療上の必要性があると判断した場合、または後発医薬品の提供が困難な場合は対象外となります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

ご不明な点がございましたらスタッフまでお知らせください。

2026年6月1日  
水前寺とうや病院 院長